
J C O 1 . 外為法 通関業者指定

業務コード	業務名
J C A	外為法 通関業者指定

1. 業務概要

外為法関連の許可承認証等の通関手続き（裏書）を依頼する通関業者を指定する。

2. 入力者

輸出入者、通関業

3. 制限事項

通関業者指定の権限を委任する場合、入力者は輸出入者（許可承認証の申請者）であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）輸出入者

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 申請者個別情報DBに登録されている利用者であること。
- ③ 許可承認証の申請者であること。

（B）通関業

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 通関業者指定DBに、許可承認証等番号に対する通関業者指定の委任権限を持つ通関業者として登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

~~（3）システム状態チェック~~

~~本業務を行う場合は、貿易管理サブシステムが手続き可能な状態であること。~~

~~（3-4）DB関連チェック~~

~~（A）利用者~~

~~（a）輸出入者~~

- ~~① 利用者マスタDBに登録されている利用者であること。~~
- ~~② 申請者個別情報DBに登録されている利用者であること。~~
- ~~③ 許可承認証の申請者であること。~~

~~（b）通関業~~

- ~~① 利用者マスタDBに登録されている利用者であること。~~
- ~~② 通関業者指定DBに、許可承認証等番号に対する通関業者指定の委任権限を持つ通関業者として登録されていること。~~

（A B）利用者コード（通関業者）

通関業者マスタDBシステムに登録されている利用者通関業者であること。

（B C）許可承認証等番号

- ① 許可承認証等DBに登録されている許可承認証等番号であること。

~~② 許可承認証等DBの有効期限が過ぎていないこと。~~

~~※電子ライセンスの種類が事前確認（水産物）、事前確認（ワシントン）、有効期限に入力のない事前確認（かに）、事前確認（まぐろ）の場合は、施行日＋1年を有効期間満了日とする。~~

~~③ 許可承認証等の有効となる日を過ぎていないこと。~~

~~※ただし、有効となる日より数日前（システムで定める期間）からの利用を可とする。~~

②④ 通関業者指定可能な許可承認証であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 通関業者指定処理

通関業者指定DBに許可承認証等番号と利用者コード(通関業者)を登録する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報の出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 以下の電子ライセンスは通関業者指定できない。

① 輸入割当申請証明書

② 輸入割当内容訂正申請

(2) 通関業者指定の委任権限の有無に応じた業務実施可否は以下の通り。

業務の利用者	通関業者(委任権限あり) の登録・削除	通関業者(委任権限なし) の登録・削除
輸出入者	○	○
通関業者(委任権限あり)	×	○
通関業者(委任権限なし)	×	×